

平成30年8月17日開会

平成30年8月17日閉会

平成30年第5回  
和気町議会臨時会会議録

和 気 町 議 会

平成30年第5回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 平成30年8月17日 午後2時00分
2. 会議の区分 臨時会
3. 会議開閉日時 平成30年8月17日 午後2時00分開会 午後3時58分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 若旅 啓太                      2番 神崎 良一                      3番 山本 稔  
4番 居樹 豊                          5番 万代 哲央                      6番 山本 泰正  
7番 尾崎 忠信                      8番 西中 純一                      9番 広瀬 正男  
10番 安東 哲矢                      11番 柴田 淑子                      12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町 長 草加 信義                      副町長 稲山 茂  
教育長 徳永 昭伸                      会計管理者 鈴木 健治  
総務部長 竹中 洋一                      危機管理室長 新田 憲一  
まち経営課長 立石 浩一                      税務課長 岡本 康彦  
民生福祉部長 青山 孝明                      生活環境課長 岡本 芳克  
健康福祉課長 則枝 日出樹                      介護保険課長 桑野 昌紀  
産業建設部長 南 博史                      産業振興課長 永宗 宣之  
上下水道課長 豊福 真治                      地域審議監 大石 浩一  
事業課長 西本 幸司                      教育次長 今田 好泰  
学校教育課長 藤森 卓麻                      社会教育課長 山崎 信行
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	10番 安東哲矢 11番 柴田淑子
日程第 2	会期の決定について	1日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	承認第 7 号 専決処分（平成 30 年度和気町一般会計補正予算第 2 号）の承認を求めることについて	承認
	承認第 8 号 専決処分（平成 30 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号）の承認を求めることについて	承認
	承認第 9 号 専決処分（平成 30 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号）の承認を求めることについて	承認
日程第 5	議案第 60 号 和気町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
日程第 6	議案第 61 号 工事請負契約の締結について	原案可決

午後2時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

平成30年7月豪雨災害により、県内でも死者61名、行方不明者3名、多くの住宅が全壊、半壊するなど甚大な被害がありました。ご家族や関係者の皆様方の悲しみはいかばかりかとお察しいたします。

会議に先立ち、この災害にて犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

○事務局長(田村正晃君) 恐れ入ります。ご起立ください。

[起立全員]

○事務局長(田村正晃君) 黙祷。

[黙 祷]

○事務局長(田村正晃君) お直りください。ご着席ください。

[着席全員]

○議長(当瀬万享君) ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回和気町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 安東哲矢君及び11番 柴田淑子君を指名します。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る8月10日、議会運営委員会を開き、本臨時会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) ご苦労さまでございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る8月10日午前9時から本庁舎3階第2会議室におきまして、議会運営委員会を開催をいたしました。委員会には議会運営委員会委員全員、町長、副町長、関係部・課長出席のもと、平成30年第5回和気町議会臨時会の会期、日程、案件等を協議をいたしました。その結果、会期は本日8月17日、1日のみでございます。日程につきましては、別紙配付のとおりでございます。

以上、簡単ですが、議会運営委員長報告とさせていただきます。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、第4回定例会以降の諸般の報告をさせていただきます。

6月24日、和気町消防団、備前市消防団、東備消防組合による大規模災害を想定いたしました合同訓練が東備消防本部を会場に行われました。

次に、6月28日、まちづくり協議会会長、事務局長会議を開催いたしました。平成30年度の事業概要の説明及び平成31年度の助け合いのまちづくり協議会についての検討内容の説明を行いました。31年度以降については、今年度中に方針決定を行う予定といたしております。

次に、6月30日、総合福祉センター大ホールで、平成30年度和気町老人クラブ大会が盛大に開催されました。当日、クラブ員430名の参加により、老人クラブ連合会長表彰や優良単位クラブの活動発表、特殊詐欺防止対策のための出前講座などが行われ、創造と連帯の輪が広げられたところであります。また、同時開催のふれあい文化祭には363点の力作が展示されました。

次に、7月6日、りんご祭り実行委員会を開催し、今年のりんご祭りは8月26日日曜日に開催することに決定をいたしました。

次に、7月13日、本年度第1回目の地域公共交通会議を開催いたしました。この会議の中で、今後の本町の公共交通体系を考えるに当たり、現行のデマンドタクシー運行から定時定路線の福祉バスの運行への移行についてご協議をいただき、賛成多数で了承されました。今後は、関係機関と調整をしながら、実現に向けて路線や乗降場所の決定を、地域の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、7月17日、和気地区公民館、7月19日、石生地区公民館、7月24日、佐伯老人福祉センター、7月27日は日笠地区公民館、7月31日、本荘地区公民館、8月2日は藤野会館、そして8月7日はサエスタと、それぞれの旧小学校区ごとに町政懇談会を開催をいたしまして、7会場で357人の町民の皆様にご参加をいただきました。議員の皆様方におかれましては、それぞれの地区でオブザーバーとしてご参加をいただき、大変お世話になりありがとうございました。7月豪雨の被害報告、人口減少対策、財政状況、防災環境の見直し、教育施設、公共交通などについての取り組みのご説明をさせていただき、町民の方より直接ご意見をいただきました。今回いただきましたご意見を町重点施策推進の参考とさせていただき、事業実施に当たっては更に丁寧に説明をさせていただきながら慎重に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、7月18日、総合教育会議を開催をいたしました。和気町教育大綱の見直し等指示をいたしました。

ここで先般、全国学力・学習状況調査の結果が公表されましたので、新聞等でもうご承知だろうと思いますが、簡単にご報告をさせていただきます。これは、文部科学省が毎年4月に全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に行う調査で、今年は国語と算数・数学に加えて、3年に1度の理科の調査も行われました。岡山県全体としては、全体的に全国平均を下回るという結果でありましたが、和気町の中学3年生においては、その岡山県の平均正答率はもちろん、どの教科も全国の平均正答率を上回っておりまして、岡山県では1番でありました。

公表結果によりますと、全国平均を全て上回ったのは県内では和気町のみとなっております。これは、小学校から含めて様々な教育施策に対しご理解をいただき、放課後学習サポート事業での基礎学力の充実、スクールサポーター配置事業での個別の支援体制の充実による授業規律の確立などが図られたものと考えておるところでございます。また、児童・生徒の頑張りはもちろん、学校における継続的な指導や家庭での協力も大きいものと思われます。小学校6年生においてはやや厳しい結果となっておりますが、今後各学校で詳しい分析をしながら、改善プランの策定を進めていく予定といたしております。

次に、ふるさと納税についてであります。和気町のふるさと納税は、地域経済の活性化、和気町のPRを目的に制度を向上させるとともに、返礼品を充実させることで他の市町村との差別化を図ってまいりました。平成27年12月1日から返礼品の対応を開始し、町内の取扱業者に対し積極的に返礼品の提供をお願いいたしておりましたが、昨年12月から返礼割合を変更して以降、寄附者が激減しております。そこで、町内取扱事業者の開拓や新たな返礼品を考案し、7月17日より再度リニューアルを行いまして、順調に進んでおるところでございます。

次に、7月22日、水辺の楽校開校行事が行われました。当日は、地元大田原区や和気閑谷高校のボランティアの協力、尺所地域の皆さん方のご協力、ライオンズクラブのご協力等、多くの皆さんにご協力をいただく中で川遊びを楽しみました。

次に、友好都市であるカナダのアルバータ州ハナ町と和気町との青少年交流事業についてであります。和気町から中学生4名が7月26日にカナダに出発し、カナダの文化や自然、そして本場の英語などを体験いたしてまいりました。8月8日の帰国に合わせハナ町の高校生1名が来町し、町内の一般家庭に現在ホームステイを行っております。多くの日本の文化を体験し、8月27日にカナダへ帰国予定でございます。

次に、日笠下分譲宅地でございますが、7月2日より7月20日まで7区画の募集を行い、5組の応募がありました。7月27日に抽せん会を行い、4区画が決定し、現在契約及び登記の手続を行っております。また、残りの3区画については、今後も随時募集を行う予定といたしております。

次に、和気町和気のJAガソリンスタンド裏にあります町有地と和気駅前のJA所有地の交換についてでございますが、8月1日に交換手続及び登記手続を行いました。当面は現在駐車場として利用されていますので、現状のまま利用しながら、今後の利活用について慎重に検討する予定といたしております。

次に、8月4日、さえきふるさと夏祭りが開催されました。S-1グランプリや佐伯中学校生徒によるダンスや吹奏楽など手づくりのイベントと2,000発の打ち上げ花火で約3,000人が楽しみました。

次に、先般の7月豪雨による本町の被害状況がまとまりましたので、報告をさせていただきます。建物への浸水被害であります。町全体で床上浸水33棟、床下浸水54棟でありました。住家被害認定調査により、床上、床下浸水の中で、半壊の判定となる住家につきましては20棟、一部損壊は2棟でした。土砂災害等による被害は4棟で、倉庫の全壊が2棟、住家の大規模半壊1棟、一部損壊1棟でありました。一般土木、農地等の被害につきましては274件確認をいたしております。また、社会教育施設につきましては、河川公園グラウンド、佐伯グラウンド、B&G海洋センターの3件の被害を確認をいたしております。これらにつきましては、皆様が一刻も早く普段の生活に戻れますように、全力を挙げて復旧事業を進めてまいります。

また、観音山にあります和文字の炉についてであります。このたびの豪雨によりまして、土砂の流入により炉が埋まったり、炉の周辺にあります管理用通路が洗掘されまして、まき組み作業や点火作業の安全が確保できない状況にあることから、実行委員会で検討の結果、今年度の和文字の点火は中止し、花火を中心に和太鼓、精霊流し等については実施の予定で進めておりましたが、ご承知のとおり、14日、15日の天候がすぐれず、リバーサイド会場の路面また駐車場が非常に厳しい状況にありまして、駐車場が利用できないという理由で、実行委員会が検討に検討を重ねた結果、15日、中止を決断をいたしたところでございます。今後につま

しては、本町の夏の風物詩として多くの皆さんが楽しみになさっていること、商工会青年部を中心とする実行委員会が町の活性化のためにご尽力くださっていることなどから、来年度の復活に向けて山の斜面の修復並びに炉の修復を検討していきたいと考えております。工法、財源につきましては、研究する中で最善の方法で行いたいと考えておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

なお、ここで7月1日付の人事異動に伴います、本会議出席幹部職員の紹介をさせていただきます。

自席で起立をいたしてご挨拶をさせていただきます。

事業課長 西本幸司が着任をいたしております。

(事業課長 西本幸司君「よろしく申し上げます」の声あり)

以上、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ここで徳永教育長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。

教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼をいたします。

7月豪雨災害に伴い、塩田団地で被災した園児、児童・生徒12名の7家庭につきまして、住居が確定後通学、通園方法について議会へ報告するよう求められておりましたので、この場をおかりしましてご報告させていただきます。

被災した7家庭中4家庭につきましては、佐伯地域内で住居が確定しており、子供たちは徒歩やスクールバスで、また3歳児未満の園児は保護者の送迎で通学、通園することになっております。中学校2年生の生徒各1名ずつがおります2家庭につきましては、いずれも和気地域内で、1家庭はビレッジハウス和気住宅で、もう1家庭は母親の実家で生活しております。被災後の1学期終業前の数日間、保護者が送迎し通学をしておりました。2学期からも佐伯中学校への通学を希望しておりますので、1学期同様に保護者対応で通学するのか、あるいはデマンドタクシーを利用するのか、遠距離通学補助金受給にも関係しますので、現在通学方法について保護者に相談をしておるところでございます。いずれにしましても、保護者の意向に沿った形で対応してまいりたいと考えております。なお、佐伯にここに園に1歳児が在籍しておりました残り1家庭につきましては、町外へ転居され、退園をされておられます。

(日程第4)

○議長（当瀬万享君） 日程第4、承認第7号から承認第9号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、本日提案をいたしております承認3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号から承認第9号についてでございますが、いずれも地方自治法第179条第1項の規定によりましてそれぞれ専決処分をいたしてございまして、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

初めに、承認第7号の専決処分（平成30年度和気町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ1億4,570万3,000円を追加し、予算総額を78億2,341万3,000円とするものであります。この補正予算は、主たるものが平成30年7月豪雨に伴う緊急対応を必要とする経費を増額するもので、歳入不足を財政調整基金繰入金及び予備費で調整を行うことについて、7月18日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、承認第8号の専決処分（平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてでございますが、歳入では一般会計繰入金70万円を見込み、歳出では予備費50万円を減額し、

災害復旧費120万円を計上いたしまして、会計全体では70万円を計上いたしております。

次に、承認第9号の専決処分（平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。歳入では一般会計繰入金60万円を見込み、歳出では予備費50万円を減額し、災害復旧費110万円を計上し、会計全体では60万円を計上いたしております。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 次に、承認第7号から承認第9号までの3件、順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 承認第7号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 承認第8号・承認第9号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから承認第7号から承認第9号までの3件の質疑を行います。

まず、承認第7号専決処分（平成30年度和気町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 11ページの扶助費ですか、829万3,000円というのが出ているわけですが、明細はいろいろ出ているんですけど、大体全員協議会で言われておりましたけど、前回平成10年の災害のときには10万円ほど見舞金が出たようなことだったと思うんですけど、結局この資料の方を見ると5万円が見舞金で、床上浸水が26世帯、それから半壊の場合が3万円というのが出てるんですけど、結局住宅に住まわれている方も半壊というふうにならして、そういう世帯にも見舞金が出るということなんですかね。

それから、一方では佐伯、米沢地域で床上浸水をされたという方もあるんで、その場合は大体5万円プラス1万円で6万円というふうなそういう仕分けになるんですかね。その辺若干説明をしていただければありがたいかなと思うんですけど。

それから、田賀というところで土砂が家に流れ込むと。それで、備前焼の工房をされている方で、ここがまだ家に入れないとか、農林課がどうも二次災害とか、また雨が降れば同じように災害になるのじゃないかとして、家の上の方にトンバッグ、そういうものを置いて落ちないようにということで、上には墓地もあるんで、もし豪雨が来ればまた非常に危ないというふうにするんですけど、これの件は今後の見通しとか、いつになったら帰れるような許可になるのか、県はそういうふうなことを言ってるんですか。

それから、県が何らかの処理とか、工事とか、そういうものをするんですか、土砂が落ちないようにとか、その辺を教えていただければお願いしたいと思います。

それから、14ページの工事請負費で7,500万円。塩田団地の町営住宅の工事費だと思うんですけど、まずいつごろ完成させるようなめどでやられるのか。いろいろ何カ所かに分散して皆さんがおられたり、あるいは町外へ出られる方もおられるというふうに聞いているんですけど、そのめどといたしまして、工事の完成はいつごろを目指しているのか。なるべく早くをお願いしたいと思うんですけど、その辺です。

それから、関連で、町長もおっしゃっていましたが、県の土木の方と話をしているということだったんですけど、これから大前川の堤防をつくっていく、その段取りというのはこれからの工事の認定、それから実施の時期、これはどういうふうになっていくのかお尋ねをしたいと思います。

それから最後、ちょっと前後しますけど、これはちょっと私の勘違いかなと思ったんですけど、10ページの住宅災害見舞金ですか。これは、塩田住宅が被害を受けたと、これに対する見舞金ですかね。それというふうなのはわかったんですが、これは議案とは直に関係ないんですが、私、きのう党の関係の会合があったんですが、



和気町には454万円の義援金が出ているということで、町村部では矢掛町に次ぐお金だそうなんですけれど、それは配分委員会はどういうふうになっているのか。これも関連です。早く義援金についても被害を受けた方に渡るようにしていただきたいので、その配分委員会の段取り、それがどうなっているのか教えていただきたいと思います。

それから、今後の見通しです、財政の。財政調整基金6,000万円を取り崩しておりますけど、これはまた今後国が補正予算等を組んでこういうものも埋めていけるというか、そういうふうな見通しはあるんですか。その辺の財政見通しについても教えていただければありがたい。4点です。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 私の方からは、11ページ、災害救助費の節、扶助費829万3,000円のうち、今回の見舞金等の支給に関する部分について説明させていただきます。

西中議員からの質問の中でございますが、既存の和気町の災害見舞金等支給要綱に定める見舞金の支給といたしましては、半壊が3万円、床上が1万円ということで、今回田賀地内の土砂流入による半壊と、塩田団地17世帯分を半壊扱いとして考えております。それから、床上浸水についても、米沢、佐伯、小原等8世帯、その分を62万円計上させていただいております。

また、今回の7月豪雨災害に伴います特例措置の規定分といたしまして、床上浸水以上26世帯に対しまして一律5万円の支給を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

また、岡山県からの義援金の配分につきましてのご質問でございますが、専決処分された後に岡山県の方から1次配分113万5,000円、2次配分341万円、合わせて454万5,000円配分を受けることとなっております。この配分につきましては、本日の承認が認められた後に速やかに町の配分委員会を設置いたしまして、義援金の配分を決定する予定で進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

田賀地内の山腹土砂崩れの復旧の今後の見通しにつきましてのご質問でございます。

参考資料の20ページにもございますように、こちらで仮復旧とそれから実施設計の委託料を計上させていただいております。国と県との協議の結果、国の災害復旧ではなくて県の災害復旧事業で対応することといたしております。現在県と協議中でございます。実施設計が完成次第、早急に事業を進めてまいりたいと考えております。

それから、塩田団地の災害復旧工事の完成時期ということでございました。この後の議案にも出てきますように、先日入札をいたしまして、工期は2月末をめどといたしております。

次に、塩田住宅、大前川の堤防の整備の進捗状況というか、今後の見通しでございますが、現在地権者の方の承諾を得まして、大型土のうを設置いたしております。当面は対応できているのかなと思っております。今後は地権者の方との用地買収の交渉に入りまして、用地買収が完了次第、岡山県が早急に事業を進めていくというふうに聞いておるところでございます。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、財政の問題で、今後の6,000万円の財政調整基金についてと動きについてというご質問ですが、このたびの災害は激甚災害の指定を受けておりますので、今後増嵩申請等によりまして、その補助金につきまして今後の補正等での対応になってきますので、財政の今の取り崩しが解消の方向に向かうと考えておるところです。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 大体了解です。

塩田住宅については、じゃあ2月末をめどに完成を目指していくということですね。

それから、大前川の堤防については、地権者と話をしているので、用地買収が済み次第県の方へ要望を上げていくということだと思いました。わかりました。

今回は、広島県の災害等いろいろあったんで、今までにできなかったものも環境省の費用とかいろいろな点で土砂についても個人じゃなくて国の費用等でできるとかいろいろ漸進している面があるようです。速やかに処理をお願いしたいと思います。

それで、最後1つだけです。

いわゆる配分委員会はこの予算が決まり次第速やかにやるということなんですけれど、だから今後この見舞金等の処理というか、例えば口座についての希望とか、そういうことはこの予算が終わってからこれからやるということでございますか。それだけ最後をお願いします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 既に、2次配分を受けておりますが、本日専決処分した内容を皆様の方にお示しをして承認を得た後、町としてきちっと配分委員会を定めて、県から配分積算も来ておりますが、町といたしましては配分委員会を定めて速やかに被災者の方々に渡るようにしていきたいと思っております。

支払い方法については今後の検討の課題とさせていただきます。よろしく願いいたします。

（8番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありますか。

6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 一、二、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

13ページ、14ページの辺がわかりやすいかと思うんですが、災害復旧関係なんですけど、一般財源が2,178万円と1,800万円、4,000万円を超えるぐらいいっとなんですが、これ単独債になろうとも、地方債の適用、これはならなかったんでしょうか。これをすると償還助成もあるはずなんですけど、ほとんどが一般財源で、起債の償還がぜひもらえるような形をとっていただきたいと思っております。

それから、10ページの雑入の一時居宅住宅入居者の負担金11名分166万2,000円と言われたんですが、そこらとこの16ページの鶴飼谷温泉の283万6,580円、それから次の塩田団地被災世帯用一時居住住宅家賃316万9,370円、ここらあたりの関連があるのなら教えてほしいし、そのあたりが不明です。

それから、1点、温泉使うとんのはええんですが、他市町では民間の企業がやっとなる温泉施設等が無償で入浴等をしたかったと思っておりますので、このあたりも平素のご愛顧に応じてやってもええんじゃないかという感じがするんですが、そこらあたりの積算もあわせてお尋ねしたいと思っております。

それからもう一点、地元からの要望、かなり小さく拾ってくれとるように私は感じとんですが、ほぼ100%区長からの要望を充足しとんかどうか、不採択事業等がどの程度あったんか、わかれば教えてほしいと思っております。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

まず、災害の単独債についてでございますが、こちら13ページから14ページ、参考資料で申し上げますと17ページ以降になるかと思っておりますが、こちらは査定設計の内容でございますので、起債の対象になりかねる案件、工事費ではございませんので、そういった経費については単独債の扱いにならないということで、工事費も若干ございますが、こちらについては精査して単独債になるものについては単独債の扱いでやっていきたいと思っておりますということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

それではまず、予算書9ページの町営住宅使用料445万4,000円の減額というのは、今現在被災に遭われた世帯が住み替え先の住居を移転されておりますが、その間その17世帯分の使用料、7月から3月までの減額分ということでこちらへ計上いたしております。

それから、10ページの雑入の166万2,000円とありますが、住み替え先へ11世帯が移っていただいておりますが、そちらの家賃との兼ね合いがございますが、そちらへ移っていただいた世帯の塩田住宅での決定している家賃分、これが166万2,000円、それから16ページの扶助費の中にありました316万9,370円とありますが、移転先の家賃というのは高いものもございます。ビレッジハウス、特に4世帯につきましては短期入所ということで家賃が倍とかになっておりますので、その差額分を町でみるようにいたしております。要は、入ってくる家賃と減免者の家賃、移転先の家賃の差額分が316万9,370円ということになっております。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 南部長のお答えした内容の関連になりますが、塩田団地等で被災に遭われた方が新たな一時居住につかれるまでの間、避難所でありましてか一時避難しておりました関係の方々に対しまして、一時的な宿泊あるいは入浴的な部分を7月7日の被災した日以降対応させていただいた分を、専決処分した日にち以降の見込みを合わせて、見込み人数分と通常の温泉使用料を見積額とした額で今回計上させていただいておりますので、利用者の数等が決定し次第、そういったあたりの金額の折半の方も今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本泰正君） どうもわかったようなわからんような、またペーパーでわかるように教えてください。久しくこういうこともなかったと思うんで、初めてのことだと思いますんで。

それから、温泉の入浴ぐらいは無料開放してほしいという気持ちで、もし今からでもできるんならそうしてほしいと思います。

13ページ、14ページの地方債の関係ですけど、結構工事も600万円とか800万円とかというようなものがあるのに、委託料だけじゃから起債は借れんというような話にはならんと思うんですけど。40万円以下の単債になる部分が大体起債を借りて償還助成をもらう。和気町はさほど裕福な町じゃとは思ってませんので、そのあたりもうちょっと研究して、ええ方向へシフト替えしてください。もう回答は結構です。

○議長（当瀬万享君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 扶助費の関係でもう少し丁寧に説明をせにゃいけんと思ひながら聞きようだったんですが、いずれにしても災害救助法の適用が、この前もお話し申し上げましたように、17市町村で1個追加になって18市町村が災害救助法の適用を受けたんです。ところが、うちは受けれなんだんですが、災害救助法の適用と同じく準じて対応を県がするという約束を私にさせていただいておりますから、温泉を利用した分につきましても当然県と国とで10割をわしゃ持ってもらうという気持ちで今でもおるんです。ですから、払わにゃいけんのです。そういうこともあるんです。

それから、ビレッジハウスへ17戸入られますかということで、13戸はあいたんですが、結果的にはその家賃が、塩田住宅が1万1,000円から5万円幾らまでの段階で入られておりましたから、ビレッジハウスへ入ったら3万3,000円から3万5,000円ぐらい要るんです。ですから、1万1,000円でしたら3万3,000円にビレッジハウスがなるんならその差額をこれは持ちましようというのは、これは災害救助法で国に持ってもらうにゃいけん。ところが、これは先に町が払うとかにゃいけんのです。それで、あとを持っていた

だこうと。その差額分を持つと。

それから、入居に伴う権利金等につきましても、当然本人に権利金を払うて入居しなさいというわけにいきませんから、これについてもこの扶助費の中で払うとります。ですけど、これも町が持つもんじゃなしに、災害救助法の方で見ていただかにやいけんというふうに思っております。

それから、災害見舞金につきましても、今1万円の規定の中で、床上浸水1万円。ところが、1万円が今どんなことをしてそれを持っていくんでというようなご意見も議会の中では……

(6番 山本泰正君「町長、わしそういうことは聞いとらへんぞ」の声あり)

じゃが、ここ扶助費をちょっと説明しとかにやいけまあ、考え方。考え方がわからん言ようるから、この扶助費の考え方を、今回上げさせていただいた説明は、ええか、もうほんなら。

(6番 山本泰正君「よろしい」の声あり)

よろしい言うて、言いかけたのになら。

まあそういう考え方で、ここで今回補正で上げさせていただいておまして、いずれにしましても財調の取り崩しについては一円でも少なくなるように最終的には調整をするという考え方でおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(当瀬万享君) 産業建設部長 南君。

○産業建設部長(南 博史君) 失礼します。

1点、答弁が漏れておりました。

このたびの7月豪雨災害におきまして、地元区長からの申請ということで、漏れはないのか、不採択はないのかということでございます。

別添の参考資料の1ページにございますように、全体で274件、大小出てございまして、全て現地を確認いたしております。私が聞いているところによりますと、特別これから不採択になったとかそういった話は聞いておりませんので、聞いておるものについては対応したいと考えております。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。4番 居樹君。

○4番(居樹 豊君) じゃあ、16ページの参考資料の分ですけど、貸付金の一番下ですね。災害援護資金貸付金、半壊3世帯ということで、これはこの資料でいきますと半壊の場合は18世帯あったということで、そのうち3戸しか申し出はなかったという理解でいいのかな。

それと、もう一つ。

これは、皆さん、こういう場合は先立つもんが要るということで、これ利子がわからんけども、低利とか、無利子で貸してくれるんやったらまだ希望があると思うんだけども、参考までにこの利子はどのぐらいなのか、その2つを参考までに。

○議長(当瀬万享君) 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長(則枝日出樹君) 援護資金につきましては、今のところまだ申し出は一件も出ておりません。半壊世帯がありますので、想定として3世帯程度を上限額に合わせて見込んでおるところでございまして、申し出がある場合は無利子の扱いができるような規定を設けたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長(当瀬万享君) 4番 居樹君。

○4番(居樹 豊君) 予算上3件を見込んでおるといって、わかりました。

金利の方も、そういうことでありがとうございます。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

11番 柴田君。

○11番(柴田淑子君) この補正予算について聞きたいんですが、最初に町長から、どういう災害がどこにあ

って、どういうふうにお金を配分して、どういう災害があったかという全体像の説明がなくて、そしてもうぶつ  
ぶつ、あそこを説明、ここを説明っていうような説明の仕方になっておるんで、やっぱり全体的にどうい  
う災害があって、そしてこういうふうな対応の仕方をしておって、そして県の方から、国の方からまた援助が来ま  
すから、そういうものの配分についても、どういう考えを持って和気町がやっとなかというところをまず説明を  
していただく前に、いろんな質問で、あそこ、ここ、あそこ、ここというんで、全体的な状況というのがなかなか  
これを見ただけではつかみにくかったんです。

私は、災害があったところに、翌日ですか、調査団をつくって見に行き、そして公開質問状を出しました、  
町長に。それから、全体を見て回ったんですが、この災害についてはどういう災害であって、どういうことが和  
気町に起こったかということの中でこの説明をしてくださると非常にわかりやすいんじゃないかというふうに思  
ったんですが、町長も今さっき説明をしかけたんですが、それはどうかこうとかということ途中でなっ  
てしまったんですが、ぼんぼんぼんぼんいろんな言い方をして聞く。そうすると、この臨時議会を招集した意義とか  
条例もあります。そういう条例も、関連して条例が出るとるわけですが、そこら辺の考え方というものをも  
まず最初にお話をさせていただきたいんですが。そんな話も出なかったんですが、あそこはもうよろしい  
話になってしまっていて、町民の方に聞かれても、和気町は今度の災害についてどういう考え方でどうい  
うふうにやっとなか。それから、国とかいろんな援助がありましたし、和気町独自に、よその市町村を見  
ると災害の後非常に酷暑が続きました。亡くなった人もおったんですが、それで鶴飼谷温泉を開放  
されました。こういう中で、困った人が鶴飼谷温泉に入って、衣食住をとにかく不足のない  
ようにやられたと思うんです。こういう全体像をまず言った中で、そしてここはこうなんだ、あ  
あなんだっていうふうにお話してくださればわかるんですが、ぼつぼつぼつ部分的に話を  
して部分的に聞きますんで、今回の災害について和気町にはどういう災害が起こって、どう  
いうふうに対処していった、そして今後この災害をなくするためには、塩田団地なんかは2  
遍なつとるわけですが、そのところもどうして1遍目に起こったんですから2遍目が起  
こるようなきちんとした対応ができなかったんかということも含めて、今度の災害につ  
いての全体像というものをもまず説明してくださなければ、これを見ただけでわかる  
というふうなものでもないんじゃないかと思うんで。もう最初からあつちこつちぼつぼつ  
ぼつ飛びながらの質問だったんで、まずわかりやすい説明を最初に、概括的でよろしい  
から、もういろんなことが出とりますから。方針とか、それからこれを通してどうい  
う考えで町長がやっとなかというふうなところをお願いしておきたいと思  
います。

○議長（当瀬万享君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 説明がまずくて済いません。

とりあえず、今回7月5日から8日にかけての集中豪雨につきましては、270何ミリというふうな異常気象  
によるところの集中豪雨でございまして、平生の3倍ぐらいの雨が降ったわけ  
でございまして、そこで、一番被害が大きかったのが、大前川が越流しま  
して、大前川は平成10年に越流した部分は堤防のかさ上げをした  
んですが、国道に面した方の郵便局側の堤防が地権者のご了解が  
いただけないということの中で未堤になっておったところから越流  
しまして、20戸あるところの住まいが17戸でございまして、そこ  
が全部床上浸水、天井までつかったという状況と、それから佐伯の米  
沢の集落の排水ができなかったんで、そこが4戸ですか。それから、  
田賀の中居さんという備前焼の作家の家の裏山が崩れて、これが半  
壊をしたんです。それから、小原の高原さんというお宅が床上浸水  
をいたしました。大体、きょうお手元にお配りをしております資料  
では、そういう床上浸水が住んでおられる家が33戸、それから住  
んでおられない非住家の床上が6戸というふうな状況で、床上浸水  
が54戸。ここへ資料を出しておりますから、これをご覧いただ  
きたいと思っております。

それで、早速、塩田の住宅はこれはもう着のみ着のまま  
でございまして、しかもあそこは町営住宅でございまして、塩田の  
つき合いをしておられないというふうなこともあったんだらう  
と思うんですが、なかなか塩田地

域で火事場と同じような炊き出しとかそういう対応はできないということを区長がおっしゃいます。ほっとけないので、鶴飼谷温泉を避難場所に指定をさせていただいて、8日の日から住宅の手配をする間、住宅はビレッジハウスと町営住宅とそれから親せき等へ避難をしていただいて、そのビレッジハウスへ入るに当たりましては、先ほど申しあげましたように、家賃は塩田の住宅が1万1,000円から5万円の間で払いようられましたので、ビレッジハウスへ行ったら3万3,000円から5,000円の間家賃がかかりますから、その差額を町で持たせていただこうと。この差額については、県の災害救助法の適用で県が持ちましようという約束はしとんです。それから、入居資金についても、契約金等についても県の方の災害救助法の中で対応していただけると。

それから、温泉についても、山本議員の方が、やっぱり民間でも無料で開放しとるとというような状況もあるんですから、こういう際じゃから無料で開放するべきだろうというお話でございますが、これはたまたまそういう県の災害救助法の制度の中で財源負担をしていただけるという約束もしておりますから、今回鶴飼谷温泉の方へ、8日の日からあそこを退去していただくまで、新しい住居が決まるまで、50人分の賄いをさせていただいたりお風呂へ入っていただいたりしたわけです。それが本日予算へ計上させていただいております鶴飼谷温泉の283万6,580円でございます。これもお世話になろうという話がほぼできております。ですから、一般財源を投入していこうという話じゃございません。

それから、ここの中へありますビレッジハウスの9万5,000円、長楽団地48万円という修繕料等につきましても、災害救助法の中で対応してほしいというお話を今しようところでございます。大体中居さんのお宅については県の方で今計画をしていただいておりますから、一応見通しがついたら工事にかかっていたけると。それから、未堤の田中さんのご協力がいただけるということになります。もう早速あそこへ土のう、トン袋を置いておりますから、あした吉井川が増水しても大丈夫という状況にはいたしております。それから、それだけじゃなしに、やませがあそこは出ますから、あそこは水中ポンプで今度も大雨が降ったらかい出すというようなことを今計画をしておりまして、これも過疎債とか財源充当の計画も立っておりますから、そういう対応をしていこうという計画にしております。

それから、佐伯の米沢の集落が、佐伯の上の旧佐伯橋の中家さんか、あの散髪屋から上、あそこがゆたえますので、上側へ排水があるのを改修をして、それから1カ所、米沢の集落から出てくる水については、これは水中ポンプで今小瀬木へ置いております国土交通省のポンプ車があるんですが、ああいう形で対応していこうと。これも財源については、過疎債も適用になりますし、補助金も対応になるようでございますから、そういうことで地元の区長さん方とこれから話し合いをしていこうということにいたしております。今後はそうすれば佐伯もつかからないだろうと、そんな計画をしておるところでございます。

それから、農地とかそれから農業災害、林業災害、道路災害等については全部で256件あります。額にして塩田住宅を7,700万円見ておりますが、それを入れて4億2,750万円という中で、今それぞれ計画設計をしながら対応いたしております。一日も早く現況復旧に戻していこうという状況でありますので、その程度でご理解がいただけるでしょうか。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） よろしいんですか、11番。

（11番 柴田淑子君「よろしいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認めます。

ここで3時30分まで暫時休憩といたします。

午後3時19分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、承認第8号専決処分（平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に承認第9号専決処分（平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

承認第7号から承認第9号までの3件を、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって承認第7号から承認第9号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第7号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第7号専決処分（平成30年度和気町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第8号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第8号専決処分（平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって承認第8号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第9号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第9号専決処分（平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって承認第9号は、承認することに決定しました。

(日程第5)

○議長(当瀬万享君) 日程第5、議案第60号和気町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) 次に、議案第60号について提案理由の説明をいたします。

議案第60号の和気町税条例の一部を改正する条例についてであります。生産性向上特別措置法が本年5月23日公布、6月6日に施行されたことに伴い、和気町税条例の一部を改正するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、議案第60号の細部説明を求めます。

税務課長 岡本君。

○税務課長(岡本康彦君) 議案第60号説明した。

○議長(当瀬万享君) これから、議案第60号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 柴田君。

○11番(柴田淑子君) この時期にこういう条例が出てきたということで、機械装置等の全体に税率を掛けてそして税額を出すというやり方をするのが本来のやり方だと思うんですが、2分の1の資産に課税標準を出して税金を掛けるというような分ですから、それを更に今回、附則の15条第47項に規定する機械装置等にあつては2分の1でなくて0を掛けるというわけですから、全然税金を掛けないということになるんじゃないかなと思ったんです。

この際、この時期にこういうことが出てきたということを考えて、災害による被災者について、特に国は費用を優遇して2分の1を掛けるのではなくて0を掛けるということになると、課税せんということになるんじゃないかというふうに勘ぐったんですが、今の説明では、日本全体で機械装置に2分の1を掛けて、そして課税標準を出す。0を掛ければ0ですから、額は、そういうふうに考えたんですが、これは今回の災害とは全く関係なしに、企業を保護するという形の条例になっているように思ったんです。そういうことでいいんですね。

○議長(当瀬万享君) 税務課長 岡本君。

○税務課長(岡本康彦君) この条例は今回の災害とは直接関係ありません。この法律が6月6日に施行されまして、この法律に従いまして、先ほどの表にもありますように、ものづくり・商業・サービス補助金等の事業を受けられる業者が12月までに事業をするために、9月の定例議会にかけるより、この臨時議会にかけさせていただいた方が1カ月早く条例が制定するというので、この議会にかけさせていただいております。

○議長(当瀬万享君) 11番は。

(11番 柴田淑子君「よろしい」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 対象事業者は何社になっているんですか、それだけ。

○議長(当瀬万享君) 税務課長 岡本君。

○税務課長(岡本康彦君) 対象事業者というのはまだわかりません。先端設備導入計画を計画して上げてこられた会社が対象となります。今現在3社の計画が出てきていると思います。更にもう一社問い合わせ等が入っております。



(8番 西中純一君「わかりました。3社ということで」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第60号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第60号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認め、これから採決します。

議案第60号和気町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議がありましたので、起立により採決を行います。

議案第60号和気町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長(当瀬万享君) ありがとうございます。起立多数でございます。

したがって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長(当瀬万享君) 日程第6、議案第61号工事請負契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、議案第61号について提案理由の説明をいたします。

議案第61号の工事請負契約の締結についてであります。平成30年度公共土木施設災害復旧事業、塩田団地災害復旧工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、議案第61号の細部説明を求めます。

総務部長 竹中君。

○総務部長(竹中洋一君) 議案第61号説明した。

○議長(当瀬万享君) これから議案第61号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 柴田君。

○11番(柴田淑子君) これは、平成30年度公共土木施設災害復旧事業、塩田団地災害復旧工事というふう

に書いてあります。そうしますと、災害復旧の対象はこの団地の家だけということになりませんか。この塩田団地の20軒は、初回は、今さっき出ましたが、随分前に床上ぐらいの災害を受けたことがあります。その第1回目のときに、ここに水が入らないような工事をしておれば、第2回目のこの災害は起こっていなかったんじゃないかなというふうに考えます。川のそばに行きますと、内水が出ていって外からの水は防ぐような設備が川の周辺にいっぱいあります。そういう設備をあのときにここにしておいたら、水が入ってきた場所はわかっておるわけですから、危険なのはこの山のところにある大前川でなくて、水は吉井川から入ってきとんです、郵便局のところから。そうすると、郵便局のところの水の入ってきたところ、大前川ですか、あそこの水の量は大了ことなかった。ところが、吉井川の水位がぐっと高くなって、この大前川ですか、その川の水が押し返して吉井川の水が郵便局のところからだつと入ってきたんです。そうすると、あそこのところに内水を出して外水が入ってこんという工事を第1回目のときにやっておいたら、今回のこの水の災害は未然に防げておったはずです。そういうことを考えますと、ここに出てきておりますのは、家をこういうふうに直すということだけが出てくるわけです。なるべく畳がうなったり、それからお風呂がうなったり、ええなあとは思いますが、とりあえず何ぼやってもここに水が入らんということを真っ先にやつかにやあ、これを何ぼやってもまたやられる。非常に最近では地球環境が悪くなつてきますから、これを何ぼええやつにつくっても、あそこからまた来るだろうという検討は行ってみりゃわかります。

土木関係の部長もいらっしゃいますから、見れば、あそこにすりゃあええんだというのが明らかにわかるはずですが。これをする前に、そこの水が再びここに入らないような工事をして、そしてそれからこういう改修の分に入っただきやあええと。同時にすりゃあええと思うんですよ。あした大雨が降るわけじゃないし、台風が来るわけじゃないわけですから、まずこの吉井川の水の入ってきたルートがわかっておりますから、行けばわかりますから。どこからどういうふうに入ってきたかっていうのも実際現地に行きやあわかるんです。それを見て回って、そしてあそこじゃなつてということがわかりますから、今度はそこのところに内水は出ていくんだけど外水は入らんという工事を一つとして、再びこの人がこういう目に遭わんような設備を同時進行ですりゃあええと思うんですが、こういう家をやっていきやあええと。

ところが、この予算書を見ますと、こういうふうに書いています、43ページの方に。

平成30年度公共土木施設災害復旧事業、塩田団地災害復旧工事。災害復旧工事ということになると、家だけじゃない、あそこの災害に遭つたのは、水が逆流してきたのもわかると、どっから来たか。そうすると、そこのところにまず水が入らんような設備を——してからでのもええんです——しながらこの今あります入札で落札してますね、6,580万円をしていく。同時にやっていきやあええと思います。まず、水が入らんようにしとくということが、ここに住む人の安全対策なんです。こういうところに、言っちゃあれですが、よく町営住宅をつくつたなというのが現場に行つて調査してみるとわかります。それから、どっから入つたかというのも現場に行きやあわかります。どこの水が来たかというのも、ずっと回つて調べりゃあわかる。そうすると、ここにプロの方もいらっしゃるんですから、役場の中に、そういう方がそこのところにまず内水は出ても外から水が入らんようなものをつつこの工事をしていくということが何よりも必要じゃないかと思しますので、ぜひそのところを、そこにそういう施設をつくるということも含めてやっていただきたいと。町長、よろしく願いいたします。どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 柴田議員のおっしゃるとおりでございます。先ほどお話し申し上げましたように、大前川のかさ上げは平成10年にやつたんです。ところが、入り口の吉井川、国道に面した方が未堤でございますので、これは地権者の方にご了解を今回いただいて、もう既に先生が言われる前にあそこへトンネルをずっと並べとんです。それで、この工事が地権者の方と契約が済みましたら、県の方がすぐ工事にかかるという約束をし

ておりますから、ご了解をいただきたいと思ひますし、それとあわせまして、山瀬が出てきますから、山瀬を防ぐためにあの住宅の中に池があるんです、やませを集める池が。そこへ1分間10トンぐらい吐ける水中ポンプを設置をして、それで今後こういうことが二度と起こらないようにというようなことを考えて今やっておりますので、さっきお話し申し上げたとおりでございます。そのようにご理解をいただきたいと。

(11番 柴田淑子君「わかりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第61号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第61号を討論を省略し、採決したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認め、これから採決します。

議案第61号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、平成30年第5回和気町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会において提案をいたしました承認3件、条例改正1件、工事請負契約1件の議案につきまして慎重に審議をいただきまして、ご承認、ご議決を賜り、まことにありがとうございました。

7月豪雨に伴う各種災害復旧事業につきましては、町民の皆様が一日も早く普段の生活に戻るよう全力を挙げて取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議員皆様におかれましては、今後も何かとご多忙の日々をお過ごしのことと思ひますが、くれぐれもご自愛賜りましてご活躍されますようにご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長(当瀬万享君) これをもちまして平成30年第5回和気町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後3時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年8月17日

和気町議会議長            当   瀬   万   享

和気町議会議員           安   東   哲   矢

和気町議会議員           柴   田   淑   子